

危機関連保証について

危機関連保証とは、突発的に生じた大規模な経済危機や災害等の事象により、著しい信用収縮が生じた中小企業者について資金の調達と支援し、中小企業者の事業継続や安定を図ることを目的としています。この措置により、一般保証の限度額（最大2.8億円）とセーフティネット保証の限度額（最大2.8億円）とは更に別枠の限度額（最大2.8億円）保証枠が利用可能となります。

事由名	令和二年新型コロナウイルス感染症
指定期間	令和2年2月1日（土）から令和3年1月31日（日）まで
対象者要件	詳しくは裏面をご覧ください

◎留意事項

- 申請書及び売上高等記入書類に記入された数値等については、原則として裏付けとなる書類を提出していただく必要があります。
- 金融機関等の方が申請業務を代行する際は、委任状が必要となります。
- 申請書等に記載された金額等に誤りがある場合、訂正印として会社の代表者印（丸印）を押印していただくこととなりますので、可能であれば代表者印を持参してください。
- 認定書は、申請日からおおむね2日後（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）の午後1時以降に商工観光課の窓口でお渡しします。

◎申請に必要な書類（*：指定用紙）

* (1) 危機関連保証 申請書（2通）
* (2) 危機関連保証 売上高等記入書類（1通）
(3) 【法人のみ】履歴事項証明書（法務局・3か月以内のもの）の写し（1通）
(4) 【個人のみ】直近の所得税の確定申告書の写し（1通）
(5) 直近の決算書のうち、決算報告書の写し（1通）
(6) (2)の書類で記入した期間の売上高等が確認できる書類（売上台帳・試算表等）の写し（1通）

※申請書類(1)及び(2)については、該当する対象者要件によって使用する様式が異なります。使用する様式については、裏面にてご確認ください。

◎申請・問合せ先

八潮市役所 商工観光課 商工・企業立地係 TEL 996-2111 内線479・384

◎対象者要件と使用する提出書類の様式について

対象者要件	使用する提出書類の様式	
	申請書	売上高等記入書類
<p>(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴が1年1ヶ月以上であること。</p> <p>(2) 原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少することが見込まれること。</p>	第6項様式①	中小企業信用保険法第2条第6項①の売上高等記入書類

以下の条件の方は運用緩和の様式②～④で申請可能です。

- ・業歴3か月以上1年1か月未満の創業者の方
- ・前年以降店舗や業容を拡大したため前年との比較が困難な方

<p>(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満であること。</p> <p>(2) 直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、15%以上に減少していること。</p>	第6項様式②	中小企業信用保険法第2条第6項②の売上高等記入書類
<p>(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満であること。</p> <p>(2) 直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して15%以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して15%以上に減少することが見込まれること。</p>	第6項様式③	中小企業信用保険法第2条第6項③の売上高等記入書類
<p>(1) 八潮市において事業を営んでおり、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満であること。</p> <p>(2) 直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、15%以上に減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して15%以上に減少することが見込まれること。</p>	第6項様式④	中小企業信用保険法第2条第6項④の売上高等記入書類